

ちいきぐるみの 支え合いづくり

高知市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

〈 令和6年度 ~ 令和8年度 〉

概 要 版

高齢者福祉の推進にあたっては、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられる仕組みづくりが重要です。本計画では、「ちいきぐるみの支え合いづくり」を基本理念として取組を推進します。



CHAPTER 01

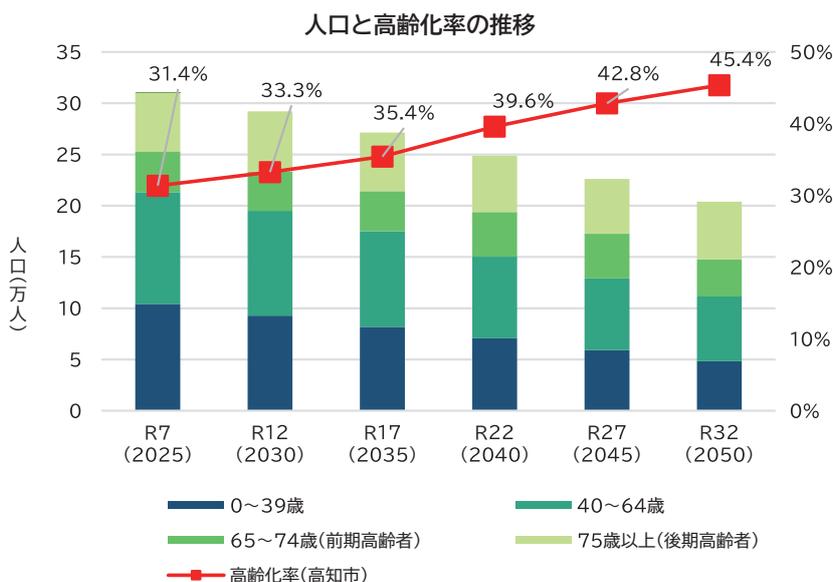
本市の高齢者を取り巻く現状

本市は全国に先行する形で人口減少・高齢化が進んでおり、今後75歳以上の高齢者や認知症高齢者も増えることが予想されています。

1 人口減少と高齢者の増加

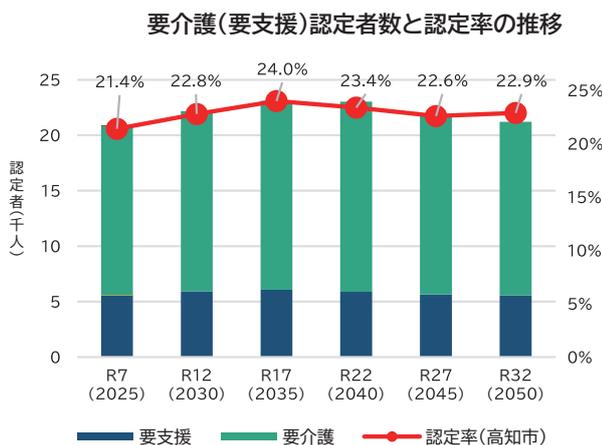
人口が減少を続ける中、75歳以上（後期高齢者）人口は、令和12年度まで増え続け、一旦減少に転じた後、令和32年度には、再び増加に転じることが予測されます。

また、高齢化率は、令和12年度には33.3%、令和32年度には45.4%になる見込みです。



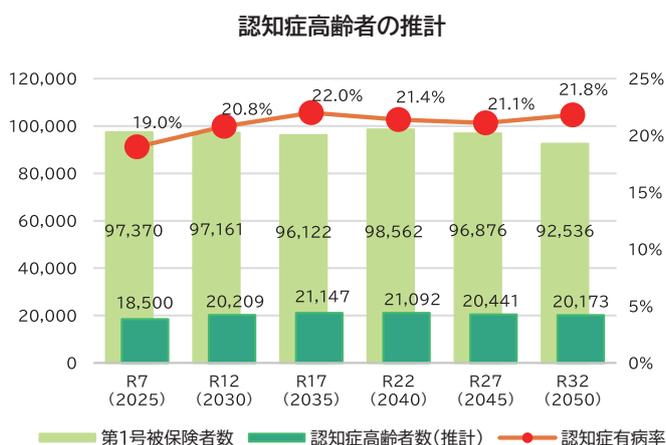
2 要介護認定者の増加

本市の要介護（要支援）認定者数及び認定率は増加傾向にあります。令和17年度にピークを迎えた後、減少に転じることが予測されます。



3 認知症高齢者の増加

本市の認知症高齢者は、令和12年度には5人に1人となることが予想され、令和17年度にピークを迎えた後、減少に転じることが予測されます。



施策の方向性

地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることが、地域共生社会の実現につながるとして、そのための施策を進めていくこととしています。

- 住民主体の介護予防活動や健康づくり活動などの再開、活性化に向けて支援します。
- 認知症になってもできる限り住み慣れた地域で尊厳を保ち、希望をもって暮らし続けられる地域づくりに取り組みます。
- ACP（人生会議）の普及啓発と医療と介護が連携した支援体制づくりに取り組みます。
- 複合化・複雑化した課題への相談に対応するため、包括的な支援体制づくりを強化していきます。
- 人口減少が進む中、ますます高まる介護ニーズに対応できるよう、介護サービスの提供体制の維持について検討します。

▶ 施策全体の指標・目標

指標名	現状（第8期）	目標（第9期）
65歳の平均自立期間 (65歳の人が必要介護2の状態になるまでの期間)	【令和3年】 男性:17.68年 女性:21.89年	【令和7年】 男性:18.27年 女性:22.19年
高齢者の自覚的健康感が 「とてもよい」「まあよい」の割合	【令和5年度】 74.9%	【令和8年度】 78%

基本理念



「自助」「共助」の取組を推進する仕組みづくりや、これらを支える「公助」の取組を進め、ちいきぐるみでの支え合いを進めていきます。

基本理念

ちいきぐるみの支え合いづくり

市民一人ひとりが、自らが健康で自立した生活を行うことができるようにする「自助」の取組、地域住民同士の支え合いやボランティア活動など地域で支え合う「共助」の取組を推進する仕組みづくりが重要です。

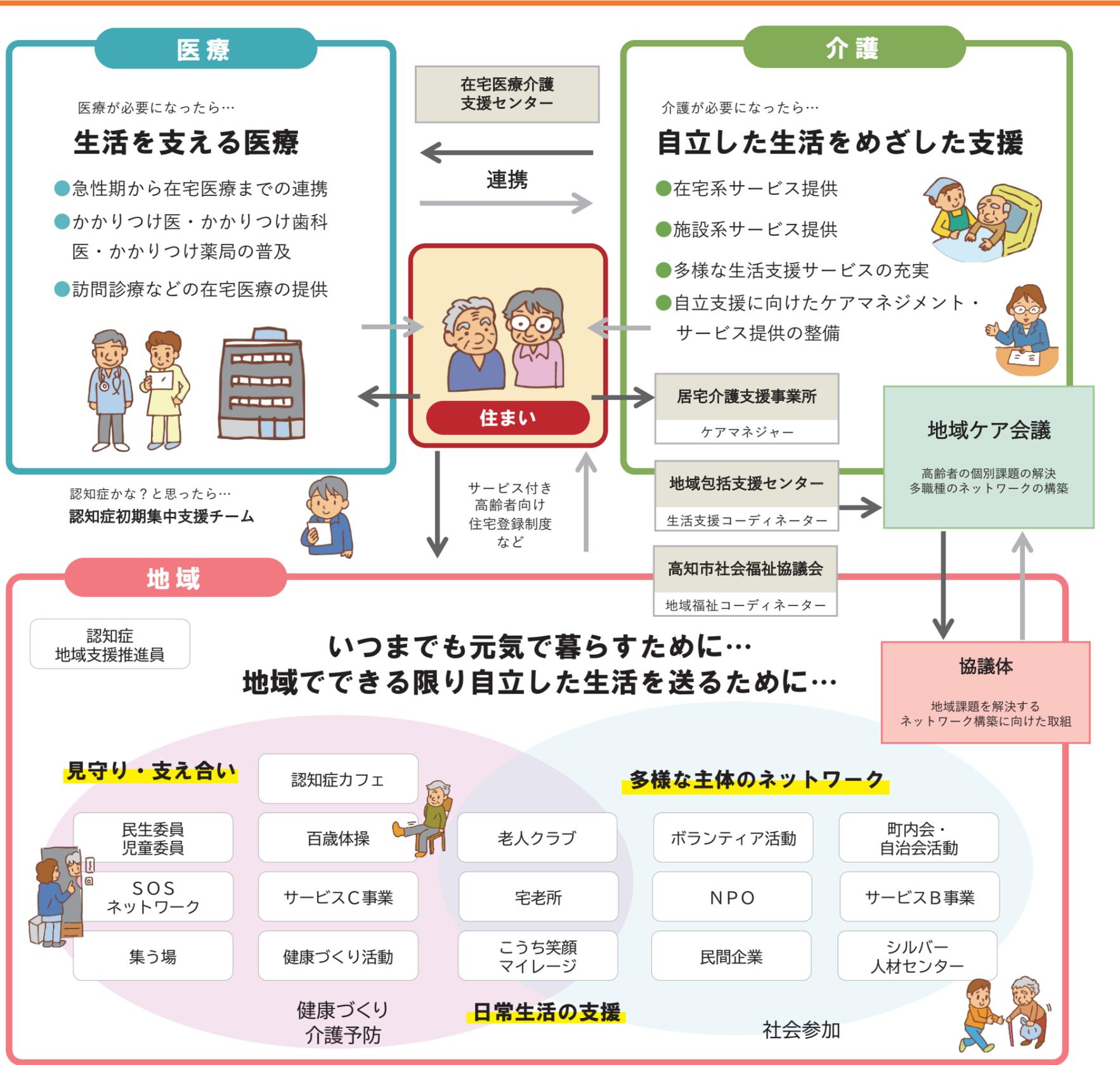
また、「自助」「共助」を支える介護保険制度や権利擁護、高齢者福祉制度の充実など「公助」の取組も重要です。

今後、市民一人ひとり、町内会や自治会、ボランティア団体、NPO、社会福祉協議会や社会福祉法人等が、それぞれの役割を持ち、連携することで、地域社会を元気にしていく活動を推進することが不可欠です。

本計画では、これらの状況を踏まえ、「ちいきぐるみの支え合いづくり」を基本理念として、高齢者福祉を推進します。

CHAPTER 04 施策の展開

— 高知市がめざす地域包括ケアシステム（イメージ） —



目標

1 いきいきと暮らし続けられる

- 施策
- ① 健康づくり・介護予防の推進
 - ② 生活支援サービスの充実
 - ③ 市民が主体となる地域活動の推進

2 安心して暮らし続けられる

- 施策
- ① ひとりになっても安心して暮らし続けられる支援
 - ② 認知症になっても安心して暮らし続けられる支援
 - ③ 重度の要介護状態になっても安心して暮らし続けられる支援
 - ④ 安心して暮らし続けられるための権利を守る支援
 - ⑤ 災害時等でも安心して暮らし続けられる支援

3 住み慣れた地域で暮らし続けられる

- 施策
- ① 多様な暮らし方の支援
 - ② 暮らしの中で受けられる介護サービスの充実
 - ③ 公共空間や交通のバリアフリー化

4 介護や看護に従事する人たちが誇りとやりがいを持って働き続けられる

- 施策
- ① 事業所の質の向上
 - ② 事業所の職場環境の改善支援

5 多様なサービスを効果的に受けられる

- 施策
- ① 多様な主体との考え方や方向性の共有
 - ② 地域包括支援センターの機能強化
 - ③ 地域分析に基づく保険者機能の強化

第9期介護保険事業計画

人口構造の変化や介護ニーズの見込み等を踏まえ、介護保険制度の安定運営とともに、真に必要な介護サービスの確保に取り組みます。

1 介護保険制度について

① 介護保険の財源

介護保険サービス利用者の本人負担分を除き、公費（国・県・市の負担金）50%と、40歳以上の方が納める保険料50%で賄われています。

② サービスを利用できる対象者

40～64歳のうち、医療保険に加入している方で、特定疾病に該当する方と、65歳以上で、介護が必要と認定された方。

③ 利用できるサービス

■ 居宅サービス

在宅での介護を中心とするサービス

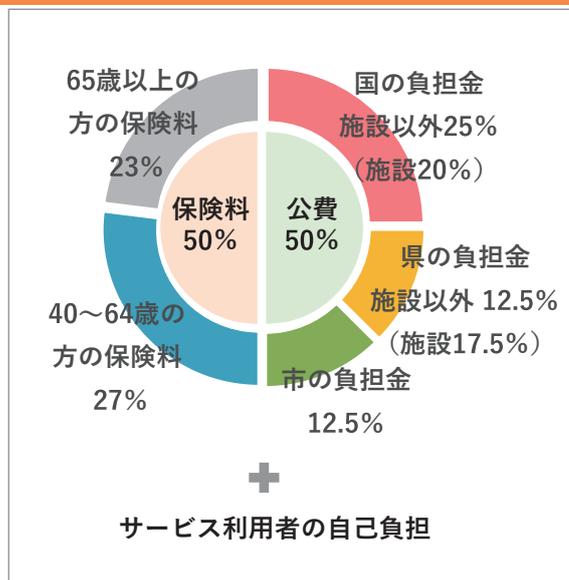
(例) 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護

■ 地域密着型サービス

身近な地域での生活を支えるサービス (例) 認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

■ 施設サービス等

施設等に入居した方に提供されるサービス (例) 特別養護老人ホーム、特定施設入居者生活介護



▲介護保険の財源割合

2 施設整備計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1事業所	
認知症対応型共同生活介護		1事業所	1事業所
短期入所生活介護		20床	
特定施設入居者生活介護（既存施設からの転換のみ）	200床	100床	

3 給付費の推計



単位：千円

	第8期（計画値） 合計	第9期（計画値） 合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			介護給付費	91,831,569	95,360,005
地域支援事業費等※	5,795,468	6,077,591	1,932,371	2,058,930	2,086,290
総計	97,627,037	101,437,596	33,203,302	33,965,961	34,268,333

※一部重層的支援体制整備事業実施分を含む金額

4 第1号被保険者の介護保険料

第1号被保険者の介護保険料は、介護サービス等の費用に対し、第1号被保険者の保険料で負担する金額を算定し、第1号被保険者の人数で割って算定します。

基準額（令和6～8年度）…月額5,936円

第9期の第1号被保険者の所得段階別介護保険料一覧

所得段階	対象者	倍率	保険料 (年額)	保険料 (月額)	第8期保険料 (月額) ※軽減後 下段()は 増減額
第1段階	・生活保護受給者または中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が非課税の者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると80万円以下の者	基準額×0.455 ※軽減後 0.285	32,400円 ※軽減後 20,300円	2,700円 ※軽減後 1,692円	1,780円 (▲88円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると80万円超の120万円以下の者	基準額×0.685 ※軽減後 0.485	48,790円 ※軽減後 34,540円	4,066円 ※軽減後 2,878円	2,968円 (▲90円)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると120万円超の者	基準額×0.69 ※軽減後 0.685	49,140円 ※軽減後 48,790円	4,095円 ※軽減後 4,066円	4,155円 (▲89円)
第4段階	本人は市町村民税非課税で、世帯員が市町村民税を課税されている者かつ、本人の課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると80万円以下の者	基準額×0.9	64,100円	5,342円	5,342円 (-)
第5段階	本人は市町村民税非課税で、世帯員が市町村民税を課税されている者かつ、本人の課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると80万円超の者	基準額	71,230円	5,936円	5,936円 (-)
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円未満の者	基準額×1.16	82,620円	6,885円	6,885円 (-)
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	基準額×1.25	89,030円	7,419円	7,419円 (-)
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	基準額×1.55	110,400円	9,200円	8,903円 (297円)
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の者	基準額×1.8	128,210円	10,684円	8,903円 (1,781円)
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の者	基準額×2.0	142,460円	11,872円	10,388円 (1,484円)
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の者	基準額×2.2	156,700円	13,058円	10,388円 (2,670円)
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の者	基準額×2.4	170,950円	14,246円	11,872円 (2,374円)
第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の者	基準額×2.5	178,070円	14,839円	11,872円 (2,967円)
第14段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が800万円以上の者	基準額×2.6	185,190円	15,433円	11,872円 (3,561円)

※軽減後：第1段階から第3段階については、公費により保険料負担を軽減しています。

※市町村民税課税者の保険料に係る所得（給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれる場合）について、10万円控除を行う特例措置は終了しました。



施策 1 - ②



生活支援サービスの充実

地域の実情に応じた生活支援サービスの充実に取り組みます。

類型	サービスA		サービスB		サービスC
種別	訪問型	通所型	訪問型	通所型	訪問型
内容	身体介護を伴わない、自分で行うことが難しい生活上の支援を1時間程度行う。 (例) 掃除、整理整頓、生活必需品の買い物、薬の受け取りなど	スーパーの一角を事業所として利用して、バイタルチェックや介護予防プログラムを行うとともに、買い物による身体機能の向上を図る。	身体介護を伴わない、自分で行うことが難しい生活上の簡易な支援を30分程度行う。 (例) ゴミ出し、電球買換え、買い物代行、話し相手など	介護予防を目的とした通いの場で、交流や食事提供などを行う。 また、サービス利用者を送迎する移動支援を行う。 (例) 食事提供、体操、交流、送迎支援など	リハビリ専門職等が家庭訪問し、自宅等での生活継続に必要な福祉機器の導入や住宅改修、動作獲得に向けた支援を短期集中的(原則3か月)に取り組む。また、身体機能維持のために、百歳体操につなげる。
対象者	事業対象者・要支援者		事業対象者・要支援者 ※上記以外でも利用可能		事業対象者・要支援者 ※短期集中支援により効果が見込める方
費用	1回 2,000円 (1割~3割が自己負担)	月額 事業対象者 1,337円 要支援1 1,337円 要支援2 2,472円 ※1割負担の場合	事業所による		利用者負担なし
提供者	研修を修了した雇用労働者		ボランティア等の住民主体(有償含む)		理学療法士 作業療法士

施策 2 - ②



認知症になっても安心して暮らし続けられる支援

認知症について正しく理解し、見守り支え合いのできる街づくりをめざします。

認知症サポーター

地域・学校・企業等に認知症に関する理解や正しい知識を持った人を増やしていきます。

チームオレンジ



認知症の人やその家族を見守り支える方をつなぐチームオレンジの形成に取り組みます。

SOSネットワーク

認知症の人が行方不明になった時に、警察だけでなく、認知症サポーターや企業、関係機関等が協力して、行方不明者を発見・保護します。

行方不明



家族等

検索システム



検索システムで
検索を依頼



認知症サポーターや
協力企業による検索

検索願



警察に検索を依頼

協力要請



警察から消防に
検索協力要請

発見・保護



発見した者が
警察に連絡